

◎新潟県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙照寺佐和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市二宮字加賀次郎803番1から	新	12.6～15.2メートル	300.5メートル
同市石田字稲葉897番1まで	旧	6.7～14.4メートル	301.0メートル